本草物産 長門本 十五

リ 5
2004
15

平家物語巻十五

高倉院四宮御昌位事
惟仁親王御昌位事
附惠良和尚卒脳事
并柳下紀僧正真濟事
義仲行家任官事
平家太宰府付給事
平家宇佐宮参詣事
平家被追出太宰府事
並結方三部惟義事

廣辻氣蛇藏書記
藏書之章

平家山鹿城善給事

附柳御所舟給事

并小松左仲将清經入海事

平家屋島舟給事

頼朝征夷将軍宣旨事

猫間中納言事

木曽余車院参事

水島合戦事

舟屋太郎兼康合戦事

室山合戦事

木曽遣怠帖於山門事

頼朝遣懃帖於山門事

義仲押寄法住寺殿事

平家物語目録終

高倉院四宮御即位之事

壽永二年八月十五日高倉院ゝ子先帝外三歳おハしましける二宮ハ儲ゝ君として平家取奉りて西國におもむき給ふ三宮を法皇むかへ奉りて見奉ぬ勢ひせあひなれと三宮と法皇を面嫌きいとせておひたゝしくむいの勢あひなれハとゝ〳〵とて攻し奉る勢あひけり四文をと法皇是〳〵と申さ勢あひけれと要左右ひ内のゝ〳〵ふりてかつ〳〵けしてひ奉ひ奉ひたり名ゝ後ゝ

かゝん者のかゝる老法師を何とてかつ〳〵お

かゝる所に此宮こそ誠の御孫なりとて御ふしんのなか
てゝ故院のおさなくおはせしにたかはせ給はぬ御かほを
て唯今の世にはさかんに見ゆるもの忘れかたみを
と見置奉るへきを今まてみさりける事よとて御
なみたをなかさせ給へハ浄土寺の二位殿其時丹後
殿とて御前に居給ひけるか御袖をしほりけり、とか
うの御さたに力も及はす位は此宮にて渡
らせ給ハんと申され給ひけれは法皇も御渡
「らせ給ハんと申此宮なり」ゆへめし位にて定まいら
せ給ひし後鳥羽院と申させ給ふ御事也内々御
祈りけるを四宮七歳の御孫とて日本國の主に
て渡らせ給ふへしとて神祇官陰陽寮共に占申
四歳にならせ給ふ御母ハ七條修理大夫信隆の女なり
おハしける建礼門院の中宮と申せし時中
納言内侍とて上臈女房にて有けるか志のひに
内の御方へまいらせ給ひける程に皇子さしつゝ
此二所出来らせ給ひけるを修理大夫平家の邊
をも中宮の御方をも深く恐れ給ひて御
八条二位殿乳母奉らんとせられけるを二の宮
をハ法勝寺執行能圓法眼養奉りける西國

一天家にかくして藤原の時より奈良の都を
北山殿をも天下の人民の宮京にとゝまり
あひたりけるを西國の人を攻しして宮のたゝ
奉らせて忍ひ給ひ流し奉りけれを遠
母代乳母の紀伊守範光のこゝろを尋奉ら
勢て面々奉らせたりけりをの為事ども共
花光ゆしたる事を皆なる多く今は運と
開ん事なる物をのに狂りそ奉らせたりける
よ其次日院を尋奉りて車を出さのへに奉ら
皆ら化多りける六日天の系乃霊五位殿上人衛府
諸司百八拾人官をそのらの時忠公八人子三人をは
北山へ流化にて十善し帝王三種の宝物のへし
入さ勢奉らせたる人へて彼人の本へ依りさ礼たり
名ゆ事て被西ゆ方へ南へし

惟仁親王即位附惠良和尚碎脳之事

昔田むら北帝と帝おはしまし第皇子十二人
姫君十七人坐ましまし第一北王子を惟高親
王と御母八紀氏三國町と中なるを帝おれ母子
を対ふいとおしく思ひ給ひ春宮にたゝせ奉て
位を譲の世なりたゝ思ひ給ひ惟仁親王と

后は脇にてまゝ陽成后の御父西河の太政大臣摂政
公天下は摂政としてはの後乃人としておそれる六世
乃人重くおもひ奉てはは子東宮に三位の位き
を帝おを惟高乃親王をいとをしんは事に者
ひ別ら八勢ないと惟高は子惟仁の位子の位
才をかこせて十番の競馬の屏風に其勝負に
東宮にと三勝なんと作はさる惟高は市
にとよ紀乗房めしに集て察乃位馬をの絵を撰
なゝせるへハ一定勝なへしと人ありひとり位母の
元か拵本の紀僧正真濟と中と東寺の長者

にて貴人に祈ゝるひとり惟仁親王は方に相撲の
節かゝるへしと仰下されに祈乃師とそ比叡山に惠
良和尚とて慈覚大師は弟子にて学てた紀上人
に祈ゝるひとり和尚も比叡山は西塔に宗等坊と
云坊にて大威德は法をそ行ひあひける惟高は
祝王は方なハ六十人の力侍しかりと南へし谷虎兵
衛佐と云ける人を出はは惟仁親王の位方に八
強雄か時とてるへてはは力乃人かりとをを出はは
たりとさしは祈の師肝膽を砕紀あひける其
日ふかりしこのと谷虎八元より大力なりはは紀雄の

が將を捉て投げるを人物の人物なりと思ひ給ひ
と雄雄一丈に投られて つくとして立たりしを
うて喜合する為に力を出して かるひ給
馬右近は馬場にまうり給ふ和尚八番勝負を知
度ひいりて右近は物より雷等坊主人を
立置なひ給ふ事樣は力とし勝負を云傳
る事世間えり推る此方引法けて四番勝
たり和尚是を見て力ひて今六番法けてあり
まひたる推高親王勝ち給ふ四番すた彼方
法ぬれば後の為に力とし呼持の

独古を以て目の頂を つ破る腦を出して懐
檀は火の置給たりけれと絵像は大威德本尊の
の牛忽然を出して如天たりける支よりして引
法けて推仁親王は力の法猪にり大角力節ふ
の推るの方は色虎負にり雄雄の將勝負ハ推仁
親王位に即せ王ひけり法和の御門と中ハ則彼御門の
四事也御門無本意思召給ひ事なりかく其時三船と
云高意のりは兄推る推修推彦此三人は親王を超て
春宮に立ん事を高位なりけり此君は年三十
にて四ヘ〜お坊〜て水尾と云所まして移ひすま

あひて次年矢はせをひけり水尾の天皇とぞあがめ奉り惟
高の山祈の御願下紀僧正真源ハ此事を禁じ給ひ
て惠良和尚ハ山門子を長とし給ひ〻おひ〻ろ寺等坊の
座主慈念僧正と中人ハ和尚の本の門弟にてまし〻ける
彼僧正等ハ勝院を護て延引しておはし〻ける
に庭上にかれ〻と物のゝ〻おぼゆるものを見て
老法師ハ眼かなぐるし礼拝しうやうしたくまりあり
けるを僧正ハ者と問ひけれ共云こゝろハ
何者ぞと問ひ給ひ〻ハ京真源ハ和尚ハ山門子みを
本とし取たてまつらんと思ひて僧正を思ひ撓まりて何待

程ハ勝院を見くるしませ給へつるを確聞仕
て思念忍に耐て信に發り待ぬ花ぞおのゝ
を去〻せ給へとて又立ぬ今ハ山門子と成
て縁を結ぶへし山門子の中に吳桔の者出来我
と思ひ給へ〻と云て夫ハ僧正と真源ハ別れ出
し事を不思議に思ひて七〻月をおくり給に兵
部の山子ハ親王と中人の山子の若君をくしまいりて僧
正ハ山門子にかくして吸ひ花を泣
君の食物をとあれ奉り給へ〻とて出給ひ花を
僧正ハ山門子に思ひ給ふ程ハ京の若君ハ山門子と

大臣を送られ給ひけりおの若君大臣より外に先き
ぬり給ひ儒正思ひ給ふるに真源は其孫の者出来ハ
我と志れ給ひ給ひ〳〵しかの君ハ紀の僧正は再誕
と聞給ひ給ふ出家の後は慈覚祖師と仰ける中ける
文徳天王推古親王春宮の位小郎奉ゆゑ事ハ
弥元ふく思給て左太臣信公を先として東宮を志ハ
〳〵なりて推古ゆくして後に清和たゝしつけ
奉らんと位会せ〳〵れ東宮とあ〳〵給ふして多忠ゆく
雖改ゆしと中勢〳〵ハ不及力なける此大臣信公諸
成の天皇の位子北邊大臣と申て河原大臣融の兄

也東宮位小郎ゆゑて後員説八月三月十日夜ゆ小
大納言善男歴天門を焼て西三條大臣良相
公と申給て合て応の門を焼事を堀川院白基
殿公の宰相中将にて申し〳〵給て被宣下て
給ふて宰相中将大政大臣と志りゆ給て中給ふ
と大納言太政大臣小僧に仏法を改して朝議を
志る事ゆ〳〵と中ふれけれと宰相中将宣下と
たゆ者く雖行とて大相國は慈人志ふ〳〵して小の
出を中給ひけれと相國驚給して左大臣と君は
は為ゆ奉ふ人給いつゝ無左右外を行ひ侍へ

ら屈れとうす臣参りて母のあひら堀川実母と中
と白川太政大臣忠仁公れはおひおりしはるう
るひかりけり後ちと照宣穴と中平等坊の座主と
延暦僧正也慈念とはいみ名也尊勝院座元たて
往生しるくるるかりはれと帝王の御位八元人のやさん
にとるくかるる天照太神正八幡宮也はひおれ
と四宮也事のかるにたれと義人と節は家

義仲行家任官之事

八月十四日法皇蓮華王院也所より南殿名称福しせ
るひて小除目被行市屋冠者義仲左馬頭ようおされ
す越後国をるるる十郎蔵人行家淡路ちかおれ
るるり者国を切るひやされ名れと十六ら除目ら
義仲と伊豫也国をるて行家八備前ちる稱さ
れ次安田三郎義定と者江ちかおされにり其
外源氏拾人勲功也賞と敦頼冠兵衛冠受領撿非
違使ふかされるる上位のひれ宣旨を蒙者す有り
ちら十余日先ると源氏を西対せよとの御ぎ宣
旨と下されて西家ち指よ勅諚よ所りし
に今と西家を追討せるの御宣旨下され
て源氏朝臣にかちる事いつしの引のりたる

社長おかれて人々思いつけて祓を奉る
なり宮院の殿上にて除目を行れし事昔が
いまし業及ばず先例なかりし今度始とぞ聞へし
乃安正事也

平家大宰府に着給ふ事

同十七日平家筑前國に至る大宰府より迎の船
すでに雲霞の如く成れるとぞ聞へし
おびただしかりしと云故にと思れる従
十日所の兵衛佐治部少輔直方朝臣
續雲浦業を始として各里内裏を警固
彼内裏山乃中なれる木丸殿とかくやとぞ云へ
おのおの人々の家々を警中田中成元と麻の長さう
に篠をもちの里まつ屋萩丸葉の夕嵐
独丸寝乃床丸上所敷袖を枕丸より思ひや
るべし丸を遠き陽アわ彼世京の業平の歌
にかとぞ思し角田川丸かくやとぞ聞て長

平家宮仕宮参詣丸事

主上を初の奉りて宮院の政所前乃内大臣下丸一
門乃人々之丸宮仕丸文一せ奉られ乃り板殿を主上
丸皇居とかり廻廊を月々雲宮丸居所にあり大

毛井八五位七官人は堅多り庭上にて四國九國の
兵甲冑を着し弓箭を帯て堅多り西京
朱の玉籬を再磨ると雖ども元〳〵は神馬七疋引せ
て七ヶ日は奉幣ありし新撰の類主上舊都還幸
と雖ども新らしき勢ひなる事三界出海日夜半をのり
かた神殿おびたゞしく震動して良久敷して此
殿の内よりけたゝましき音して神教有
世中のこゝかゝる神威を仏菩薩に祈らん
大の為と大臣殿行の教めありけるは是を
聞き及ん一門の人々さぞ神くおそさ仏ゆ

廿四日四宮大院の御車にて宮院ものゝ勢あり
にけれゝ公〻殿上人法皇七宮命にて芸舞
御れゝり神宝奴ゆ四方ら堅あハす内侍所りやう
まゝて浅跡七御出ゆ嘆る摂政近衛殿ハ
すれ所に住かゝひて前元の勢ゆ天家の
御舞ゝてゝゝけれゝ西國へ落さ堅ゆハめ
により三文の御乳母ハ母本さはゝたすおり
ていてゆ尼ゝひ乳母ゆ其ひゆ帝王の御位ゆ
とゝ元文ゆとかく思ひ歎くゝら詠する也
天照太神七日ゝとゝ兼れ天ハ二七日ゆ〳〵地ハ

二ツの主かゝりとなる中世の頃より天國ハ代代の君に
成我朝ハ帝王ハ代代ハ皇統ハ或ハ二ツ三ツとおと
ろえ代代京王金に二人代帝王座する事いまだ不曾
世乃未よりあらかなる書ものに有り四ツ大神既に誠祈
ものりとなりへけれ共天皇家乃人とも長代二宮に宮
を取くゝ兼ら勢てと中々代ハさゝ所ハ二ツ倉
文代四ツ本皇中ゝゝ也て代りたる大神仏ハ
分給ハまゝうと中金仏ゝり平大納言時忠兵部
少輔平明ものゝ中なる天武天皇春宮にて出座
しゝハ天智天皇代位譲りを信ぜ勢ゝ高代て
有ゝる大伴皇子代位ハ郎ハ、中対あらんとゝ
事を知てゝあひて虚病をのゝく魂のあひてのゝ代中
ハ勢あひゝゝと帝の代ゝに進中ハ魂あひけれ
大極殿の南面にして殺生を禁ゝ勢あひて吉野
山へ入ゝ勢あひて伴ハ尾張三ツ国の兵を
大伴皇子を中対て位ゝ郎あひにゝ孝謙天皇
ゝ位辞ハ魂あひて尾ゝ
尾とゝ代ゝ代ゝ位に返郎せるひに代唐代則天
大聖皇帝ハ父代位に返て郎せるゝりをかし
ハ代ゝ本皇中宮仏の条ハ事ゝハゝ代と中て喉の

ひ給ひけるとかや九月二日院より公々勅使をつかはされ
平家追討の旨新宮勅使奉授修範と申廻し
大上天皇は伊勢へ勅使を立たる事并崔白
川鳥羽院三代の所作の事共啓白也家
門嚴儀の事共也出家遁世の事
乃八幡宮放生会も九月十日に延にける此
日法皇日吉社へ出御公々殿上人束帯にて
うるはしく也神馬多数引れける也
車もとりに中納言朝方検非違使かと付る
平家被追山を大宰府事

筑紫にも内裏院に造て大臣殿より奉始人々
餘共造始てゆゝ安堵して思ひ給ふ所豊後
國は形部卿三位頼輔卿知行にて有ける子息
都督國司代官にてありける三位云下され給ふ
赤しに朝家の旨敬にて忠しき人民をあやまり
悪行を振りて鎮西へ流て九國は半悪く
成伏の案既よ招罪科所行ある此宮國の事にお
ゆて小弟文其方を為して敢て成敗に従ハ心の
ら是全非私ヶ知恵ら一院の旨定宮國
にり限色ら事九國二島は半後勘をこの(り)

身を全くせんとおもひ人を一味同心に九國中
を追出へしとゝきをふされたりけれハ秋絶朝臣黨
住人結城三郎伊勢に知せゝる伊勢豊後國より
始て九國へ下まれ弓矢とる輩にゆ送りけれハ同
木戸續松浦黨を始ゝて万家を守てり
其中に京田大夫種直南地二郡高直の一族中也
伊勢の下知に隨家に参りけり其外ゝ皆伊勢
の命に背ゝいなりかの伊勢を恐し思者の手ゝ
國土をもとめ元人とおもふかゝる為ゝ九國二島
に住ける者ゝ多り國主より加護を蒙ゝへと
ゝ神に不及ゝとて奥に入たり豊後國に知田村と云
處に赤原重と云者の娘を有柏原の山祥と云者
國中に同程成りの舞かゝゝと云ふ不用家
ゝ多れたる者ゝいらさをけり此ゝに秘蔵して
後園に尋常なる屋一宇造てわたりおもさ侍
芝川らひて此姫を住せる程ふたりの紫と男と
云者をも通ハす常にゝ居ひゝをれ不思議
なのゝ蒙ゝ程ゝ或ゝ九月ゝ末ゝの姫絶命
後をおもゝて行ゝ方ゝ知ゝ
来れる共見えなくに尋常なる男共特衣ゝしゝ

代官の娘なれども母のすきし事にて板このあつかし
て暫出たりしを つゝみけれ共夜おく度重りれども
小乃姫さへ岩あるを 知ずして 外解かけり其後夜り
れより世人うたがいるをかくしれ共つゝまれけるを
かと父母にうたがはれ問はれて怠姫をよ
び出して事の根を問れを西ならていなりけれ共
ちくをれ知かるも小尋る程ふ親命おもきのゆへく
てかのつれ引すたに逃げけるゆへの事なさんなれと
きはなるものの人事ならん時方をして共行情を
尋ぬるに 彼人数なる拍衣のくひ方とあか

志れ所なる物のあり是の偽ふ計を作そさしてなる
夜明後父母なるくと出たりけれを誠と者川のお
なまれ 今りかえて千尋より引はくたり大夫父子三人
男家人四五十人ヨリ引くして糸の行方を尋ぬる家
とも 当国の中に原山有姫嶽と云山のおくり
出けるき巖乃穴へ逃引入なりなる彼穴のロまて尋
れども大に痛悲む声なり是を聞家ヲれ人身の
毛よだつて逃穴なる父の教なる姫糸をひかへて
見るに大蛇乗りたれ所の事をいたるまを
きゝ人と云けれを塚れ穴ヲ大小このふし家戸

にて亦た難れ（なく）通る者也去夜思ひの外に
頃小底をうかがうて難れをいそぐ也是を尋来る
志のほとを日出たしこれ
東の変地れ力既に尽たり其上れ文れ身に
本身を見れの山を頂者る大蛇也汝に
魂を魂のうれと云れ
おそれもりて久しく成しのれ当時の者うをか
（ものして）みへ給へと云れとも
汝れ汝れ汝を不仮小思ふの故かたんぬ
汝の胎内にを人の男子をやとり給りお捧て安穏り

ぜたつ魂しれ九国二島を仮者に成魂しれ岸の
陰にて守らんする様おりとて其後に帰りぜちり
れに父大夫を始として恐しれ事新なる者
にて内にた名迎ぬりけり扨月満れ一人の男
子を生てり出産する赤ものびて容顔いとしく
れ様に猛く九国に聞ける程の大力の事に
り人に勝れたる者にて難を受ける元服せられ毎日の
祖父の片名を付て大大と云れる足にをおひたし
く力のかを切れと其名に未房大太と難り今
れ代迄に彼大太の五代の孫にて名たけく恐しく

者にて五十ばかり院宣を下されこれ上に無ふ入て九國
二島の武勇の輩を召集し催し教経ら兵を
引率して太宰府へ發向し九國の者
ども皆平家を背て任徳に帰ひ奉る平家の
人々は乃一門ばかり殿原を召集て今八所を志め防
為て内裏を作り家を作りしかハ詞にして
源氏を亡して敵に取り奪ハれ給ふ事を
歎ふ〳〵て毒食し〳〵て徳定し給ふ處にかうるを
聞て左大将涙を流し〳〵覚され給ふ筑前の家貞
の中ばらの小雲殿(此方)両人をお具し奉り参せ
て勢多し〳〵入ん事四五日の内にて豊後國へ越
る任徳を抜て入ん事ありと申たり名を名乗る者
ども新三位中將清盛小松殿の將有盛二人を
大將にて六万余騎引連て豊後國へ寄て任徳
を取宿る所を任徳申ばらく一院の御定にて
力ハ及申て公達を取先帝ら也たくハ
芸大臣代中の小雲ばかり〳〵と存ハ取先帝
勢十人又取ん為参せ給ふ也いの内代の雲ばかり
知ぬ〳〵四方ばりの内て一所ばかりいつまりの為ら堅ん
ハつと申ん所を家定面目を失ひて攻りにけり

うて結局三郎の編旨小太郎仁久次郎隆次
郎伊村とて二人を名乗の任村を仕りて平家の
方へ御くりくだされ四郎忠信を家りて北お供の者
にて下らせるひいの上十善の帝王にて下らし
せたまひいを奉る仕る為北方九國
中を追出し奉らせすと院宣下され以間今を
力ふるひとりく出せるへしとやうに北方
大納言時忠ひ任をり北直垂に紫袴を
野尾次郎小出ふすれ為君を天孫
四十五世北上流人皇八十二代の帝大上天皇の后

服北方一乃王子也伊勢太神宮入給給一りは蒙
濯川北流石神代北侍りたる神璽宝剣内侍
所を正八幡宮を守り参り給らん九國の人民
命(イカテ)りたゆ多く頂やるく兄を上蒙家平の軍の
負盛お馬小次郎将門を追討して東八ヶ國を
ぶけてより下来故入を大政大臣右衛門督信頼
を殊殺して朝家を鎮免ーーーーー追一代この
間各國家の堅しして帝王の位守り北然中法
西の軍を二度仕れて重恩の者とのにて有り
おれは頼朝より仲東國北國北出徒を為て

永き勝たるを國をのとらせん庄をのとらせん
とて高呼叫び奴共を使ひ九國の軍勢
家の重恩を忘れて異豊後の中納言遠人事
甚だ多の恩なりとて宣ひ九を維
村長義に平父伊維に此度を中原の実と思
ひてすれしそ軍兵に対して軍者なる色
とて兵をひきめ惟維を縁坐の馬惟子に引板
七重垂れうけて引うめ九弦をいさくつ
あていはる義小伊村攻り来れり惟維はいかに大岩
のとおく思ひつふ物領ましと云九を伊村此
らをのりて九を義くに出る中に一騎知られぬ
事共なるを皆いつらに同人に同人に彼者偽ら
九に人を平大納言殿と云ふ中に九つ彼作られ
に何を紙言投に記に記んかを大ふ多の
あり云達若殿原惟とう中に九いとう集て
座に川の軍かとにこのひくしをかるへしと
二人に九と云九を惟維中に九を汝のうくに果せ
よ帝王とかもの京都ふかはしまして宣旨を
四方八方へかさる九を草木も靡く事にて物ふ
大将大乃王を書くそを九を云九を源氏に貴

為て是をいとなみたり且は大若殿堂塔の
〻是を院ふいん孫塔の〻法宝を正しき祖父
にて京都にをきらてすゝ後堀を小松殿の帝
によ親祖父に相りの為たる事やうの今を今
世をうを昔にて小松殿の仏院宣をうけさせ上を
子細にや後とをてものて博多ぶに押寄て時
を絶たりけれを平家も方にを筑紫をまもる
を大将軍として南地京田の一党を落向て
防たる花共三方奈橋に大場責のをる花ロを
る物の取の為大宰府を為られる彼多の

のしかりし天満天神に志を先に祈りをかの為の
ををれを色をあひ多を主上をかの為下かるれハ荒花
風雅の玉御輿にを乗馬場寺の仏供の公の殿上
人指貫の袴を着を女房を袿衣を流小
ひ〻歩ををして永えにを迎也をひ多を
ふ〻を陸奥車軸のあ〻吹風砂を白く住吉の
社を左ふ〻岩清の七宮に一夜の為の香椎
宮像をと伏拝て竺の後の法華にの三教の志
年上今一度京の都の華の為を第十四をされとを荘
業波義をれを今生七歳應果似たり夜の為

みさきいつれ共みへわの寄るにより阿弥陀ハ空たかけ
られす艪小舟〳〵ハ雲つく岸をしら波を漕
三蔵の流砂葱嶺を渡れ給ふ是にていつてま
さる一切衆生を救ふ為あれと後世菩提乃資糧也
是を業れ悲あれを乗世れ苦海多の舟〳〵后妃采
女をかゝみをおろして岩石を志の尼三公九卿群
家百司れ数〳〵堪ひすかとりぶ〳〵其中を芦
屋の浦と云所よ歩より福原に通ふ時れ、
百い〳〵里れ名あれを山の里よりも懐しく今
文衰を偲りあたの心を慕れ古つ流らるやと

とおかせよう治風心小叶ハ福を山庵の浜友に寄
遠た付ひて山庵城を築あ
平家山庵城小篇給ふ事
去程小九月中旬ゆ成ゆ更行秋の哀ちゝい
つのといひおゆら旅の空小思ひうしく山也御り
ゆ物らしく哀しゆる所ゆ人柴の名屋にたつ煙朝
気れ風ゆ身小しみて芦間をゆて作ら船ゆ又出の
声嵐れ吉西小ゆれ打に寄ひて藻に鳴出乃
あらとを吉れを乃ゆ吉ゆ名れ者ゆ十三夜名を見し新
月ゆれを対ゆ小ゆひ吉さ屋けくて新の哀〳〵作も

かのうの中花を名一所にさしつとして詠ける歌

月を入〳〵去るに今宵の友達とや都よりを出でん

修理大夫頼盛

京〳〵とよ去るに名残の惜しきに友達出でれて

平大納言時忠

君すあれと是も雲井に月と花と松嶋に見ん都なれ

左馬頭行盛

名ゝ残り秋に成るとも思へ川ま家の雲かなん

大臣殿

おとけて袖ら花ぬ今宵の月の行末をんとて

おもひ出や彼蓬壺に月を花面上をうつして

爲〳〵とも九重に雲の上久方に花月かれて車

さひく長門の新中納言殿國盛を訪ひけれと

同代紀伊民部大輔通盛家小船に乗る（中と少

て出藏周防長門三ヶ國に検知や正本後ろ舟世

六艘點定して平家の家人ども中に花に乗るひ

て攻彼國に越ぶ人り

平家屋島に舟給ふ事

彼民部大輔盛良と折ふしの歌

に有るを沖に方に本に葉の如く船より出浮て是を
遠見に置たる者云れを盛衰記に源氏は
た船を出たりを聞て取物を若干乗れる者の
国に音云に聞けるとられて望を成んれ
く紀の四方に盛衰記に中を成つ〳〵源氏おくれを
盛衰記に死ん有らん矢一射まじと云量て少船に
乗て先向の方の船をみて是を大臣とも思ふ毎に
乗て盛衰記に是を大臣とも思ふ毎に
ものらせたまひしを敵に中ひ〳〵の鎮西に者共志
保くあるひ乗〳〵堀ひ〳〵ん者を乗る〳〵二心を有

せん者とも乗の船に〳〵かゝることたるもあひて人〳〵
に宵乗堀ひて中〳〵ひ〳〵ひ〳〵とさるを乗
ら堀人つるかれを此屋島も浦を城郭そ此也たゝ
是に出渡らせ給へれ也とやう入乗らせ給へ乃民
七家を皇居とあるにたゝ〳〵此れを共を〳〵此れ正
今文切まりひ出られて共ひ〳〵口吟(ニヤミ)ものを此れ
出〳〵くに〳〵多くて共を〳〵くおくに此むに此ら〳〵
て又方に移に又浦市三郎 地方東海道を〳〵おと等
れを山麓城をの〳〵ら物を取の〳〵歩る深船に掉
さして通度豊前国柳と云所に〳〵所多ひ〳〵河

九遍九章ひらるおくむしの声きてくらかりをてめ
るを見てまいて大片房かくれ山ひつけるひけり
ぬりもとあり（なむくれ者もうかり果ぬる秋の夜の
彼岸地蔵眺望が故何の事も桜梅桃李より植て九
重に景色を思ひ出られけ也紅葉の錦を一入化
出ん所のりけり蔵戸も志度仙のとろく口ぶさ英し
新かる九重に内裏しくを柳の五所を春ものとよ
緒方三部殿にて能長東のを見出けれを彼五所に絵を
七ケ日参おもしけるに船にて通夜おハしけるを
九月の末ろ九を月隈おくに（たり陰理変陰盛々

住洲し舞に新に慈しを神かひらしを思ひ出る先
叔四国に方（ありひ見るひけ系小雲内大片九三男
左中将清綱新を源氏ふ追放されて鎮西をを
仲能に追出いつくへ行ふを叶ふ庵れを新すふ
この道とて京に出絵をよろ尼信仏ヤて湯に浸ひけ
る人に惜ひひ九を変ふらんふらんとを思ひ代九
来にあるとこかの我月九新に九ろ一九の物義
出ふけれ出様大管命ふ歩てまちく成九をい
うして新へを帰入ハうとはまくれ出行芸を始
ら人に伝合ら九かとけれ出使をやされて

時忠公仰せられしと義宣のりけるを誰の使者を勅
使にと評定あるに時光を免し彼をやさかへ引
北う諸人もうらやましけれと法皇修理亮
時光にもたまいけるを吾朝の大事をなして此事にの
り西国へ下りて子細を申しく時忠に仰合免
と仰けれと時光申るは朝家も此大事君に仰
らるるの中る細にてはいかに此下さか屋くら
但下らい帰参いらん事難なくい其節ハ
西国へ下るのしたいしとたうるるはあはつた
ましを時忠申しうハ君此事ハ不及力い
の為ハおのしの事ハ仕中になしし程ハ君の御事
なるハ仕りしうを止りなれ其度ハ仕りなしら
度と申さしてい〳〵う共なとし前人ハ肩を越
元三公に至りしくとも君をなれ番〳〵せて外
土へおのしく庵うしまるひて思ひあるを事ハ
れを返さにの度しして仕るいをなりて此所とす
大屋殿以下七月雲客ハ綾の伏屋に籠を
海土の宮屋に送る年枕猛まる〳〵ハ
霧に籠れて明し暮しまひけるうかるあましハ
誰をいうのあるひなをなれ仕とのさら世乃うを身

北習ふれいへとうみいをおのこ代沈みて衰ふ成
良ハ北向て行ひ國に住人花始として西國に者
共おひかしてたけりた桜に振回けれを成良沈
氣色けをしたる者ありしてかはるにおきれにを家
負を九國を者ども（おの追出にをれを力おし京田
大夫種直筑紫治部高直肥前豊前おきにかり
なりけれ共惟繁と追出を國勢にの二度ハ合戦
にて負を上を出海渡りしてをり国事り成良の
斗中にはひ給ひ名れハ西國に者共彼を出海に渡ん
と振舞を其中に伊豫の所ハ部通信ハ是を
奇しけりける成良の沈にて内裏とて板屋の内裏を
作り出しなりれを主上渡をを人この内の中に
名屋とて造て住をひをり新に法皇に参けれ御
なりを其故ハ三種の神器外土にまし後事月日
多く重り以れを追討の使ををはんとの仁にて
異國に戦ををり海底に塵芥とをされたり名を
奴ハ海り上りん事誠ハかはの新屋しとを陸地
大夫時光ををめられを彼時光ハ平大納言の北
方安徳天皇の乳母典侍の妹をこのりけれを時
忠に者多〳〵くて西國多を抜ハ節ををこのやう

らを院宣をくだされへ〳〵とて藏人左兵衛權佐實長
院宣をくだされ候〳〵とて筆に書て出されこれを使に
て西大伽藍へ参りて其院宣を西大納言
にみせて大小瞋て彼院宣投捨ては家〳〵
家〳〵火印をうて追ちらすべしらるべし是にはるべ
事にはるべし大伽藍へ所行返ておとおけおく情ち
しとき中ものもれ多天情暴悪人をあつめひの家り
にこのく焼ら九多

頼朝征夷將軍宣旨の事

兵衛佐頼朝申さるべく旅へ上るべかるべしとて

鎌倉小居おのく征夷將軍の宣旨を蒙る其帖に
いとく

左辨官下ス

五畿内東海東山北陸山陰山陽
南海西海以上諸國

可令為甲源頼朝朝臣征夷大將軍事

左史生中原康定　右史生内景家

右左大臣藤原兼實

右兵衛權佐源頼朝朝臣の令為征夷大將軍者

宣奉　勅従四位下行前

宣令兼知依宣行之

左大史小槻宿禰左大弁藤原朝臣　在判

寿永二年八月　日

と奏聞たりける所使左史生中原康定同九月四日鎌倉
に参下して無衛佐に院宣を奉和定光朝を仰合て
無衛佐の請文を受て同廿七日に上洛して院に参ず
る処に内々聚て関東に有様を悉くかたり無衛佐
申しけるは朝敵の勅勘を蒙りぬといへども使を奉て能
旨を通て武勇の名誉を長したにつけても辱征夷
将軍の宣旨を蒙る故へ奉せんして宣旨を辞
退事其恐あり若宮にてこの事侍るとかやしこの八幡宮
定若宮も社壇へ参向あり又康定八雑色男小宣旨袋
を捧内裏へ入れ若宮とや八鶴岡とも称して八幡を
勧請せし地頭石清水にあれて其験宿院五面
七間廊を造り拾参町ばかり叡院旨を誰を若
て請文をする所定に名字三浦介義澄をして
この事請れと仰定られかの義澄八家八幡国才一の弓
矢三浦平右衛為継とて相模天皇の御末にてありける
上父に大夫義明若の御為に命を捨てたる者也
八義明の黄泉に冥晴を照さんの為に義澄八家

子二人部屋人お具して此家子二人と中に一人は
此企後田四郎紙負一人は和田三郎宗實と申者なり
也部屋人は大名扶人にして御子出したるの地以上
十二人は皆ひし〳〵畳義隆の赤威の鎧を着てゐたる
を着い武者に成はさんてたの膝をつき右の膝を
たて宣旨を請る者ら宣旨をいたゞき
此宣旨の中に京入奉り御て抑使藤原ときと
尋ねしに三浦介と云者のらて三浦荒次郎義隆
と申て宣旨を請る者せて後長久にてらん第の
ものゝ御食言葉入られて〳〵以拝殿に紫縁の
畳二帖敷て安貞を居いてる抑者二種にて酒を飲
の記京院の次第を陪膳に為て出仕を人也者
に馬引いしを大宮の侍の一騎そしに出家
祐頼是を引いて其日無礼侍の鎧へ結しいた
立向かう豆腐を志川らいて院役者にて摩給
那仏小袖十重長櫃を入るおれ此外上品の給百疋
次給百疋白布百端併畳摺百端つゝ積てい馬
数三疋送ていしに中に三疋は鞍置いの日無礼侍
此鎧一領越いしに外に侍は共に十二間ありは
外侍に居国〳〵大名と者を居〳〵へて居

内侍ノ局源氏芸ひしを組て無尽の未座に加命等
芸者たりかゝりかけて紫縁の帖数て家貞を居い
ゝ良久敷て無衾佐々命に寄さゝいて家貞寝殿へ
立帰縁の帖一畳数て廉を上られたり廉簾に紫
縁の帖を一帖数て家貞を居ら場に以義経出人を
たり布衣に葛袴にて い容儀なるに西大にて
かくひたふと云へいかゝ優美にて言葉多明也る
細はきのに述られしも伊家義仲ハ頼朝の使ハ数へ
ハ向ひいに家ハ数に恐れて京都ハ居のとをとゝ
西国ハ落矢ハ其時にいり那ハ尼君たりまおとの

あ入さゝ尼君にいりて仲ハ家家高名数ニ忠義
ニ新り剣へ西人芸ニ國を居ゝひゝハ高ニ高性
公但義仲辞事法ハ家に従て法詳ハ
ハ家ひの事仕ハ仲ハ作て詠せられ篇
当時ハ数ハ書帖代表書にて本を冠者十郎
蔵人と書てハ事ハ代ハ事ハ代ハ
程ハ数ハ竹書を手ハとて義経是を
世ハ名に思ひて義ハ陸奥守ハ成
資職を越前ハ数ハ隆義ハ常陸介ハ
ハとて頼朝ハ命に不ハ無本意ハ

法い平し法せをこの追解う院をを法作下れへ
と地やいしの其後原良急代仕て故名作て
この参いてを今度を宣を後にてれへ追てやれへし
金沢にてれ史大夫重良同心にやれとやてれ
へ当時頼朝の臭としていってを各名作をを殺
りれへたれれへたを疎器れ弟ひうと迄をして
義をいしの部にの云人来おく思京れうんにれを
伝兵庫れうやそいしの今うを逼西寄へし
とやれ間其日を嘉へ伝場りてれふ追拾を若の
戦法世足送ものてれた次の日兵衛佐の館へ向ひ

てれしうれ人を仍れ大力にれ拾たを征矢一腰多まい
てれれ其上漁倉を知てれしへ口より境宿を宿と
に米を石のて置れ間多くさんあるたよりてあて
を人にを塩てれ又みちく施行を引て出れへ
けれとおまうかやたりけれれ人を勢て原定のれ
ふにを地てとを法皇れ信頼て笑ハせるひるを不審当有脱箇の以下事實
昔武蔵権守平時門以下の朝敵れ首二の獄門にれち
殺られ文学人石地を獄を宿入られたれん者のいってを
左馬頭義朝のことを掠を鹿沢只偽て衛佐に孫
をを都人を為の京にあてをる設を立てかくやたり

けるによりて也石橋山の軍にも無御伯頼有りけ
れ共故中にも挑みて所々の軍にも勝て後父の耻を清
め誠に義朝死て後今日義を雪たりとなれハ天下の衣
也本より冠者義仲ハ都の守護にて有けるに君免衣
ちら清く美男にて有けれ共起居の振舞のいふかひ
なかりけれハいひたる詞つきも頑なる事堅固の田舎人
にて浦様くおかしかりけるも理なりと其人て活
やけるは木曽の山下といふ所に二歳より
て廿余年迄隠れ居たりけれハ斯ある人ととなれ
生身たらぬかし今始て都で人にならぬ様ありけ

おかしかりける事也

猫間中納言事

猫間中納言光隆卿木曽の方へおハして雑色をもて
案内せられけれハ入道殿ハ参らんと申せといひて七入道
ありたりけれハ木曽の方へ今井四郎樋口次郎二三
子根井と云四人有ける其中に根井と云者木曽に猫
殿参りて申しつと許伯ハと云たりけれハ木曽何ぞ
参りて申しつと云けれハ猫の見ゆるとは何と云事其猫
乃人ニ見参せんと云て猶又公卿根井又
立返て使乃雑色に猫殿ハ参りたりとて何事其

はれ料に成るべきものといひて雜色おうしと思ひて
七条坊城に生れ邊をとる南北あるとやうに見る北横間
に渡らせるといひ上臈は横間の中納言殿とや奉る
世人さそはれるといひ乱とりの横とそはれた
ぬとと知るとたりけれる其時能こ人たりた
るそ根井殿とうしく木賞にやたりけれる扨八人ばか
んなれいてゆるる人奉ぬんとて中納言を請入奉
りて出合るる木賞とりの方へ参横及のまれ
たる根井や物奉ら流かとと云れ八中納言御はし
く見へてたく今何の所をおしとのあひけれ共
木賞いうと言時よりはいたる物奉ら出てハ功の人無
撫れ事葉の五川とくと云れ八ちとおき所へ
来にたり今文場むるしのさすの八かりれ事
葉をおれとおたしてはれ事ら色れ事ら絵以真
ら免てるの色れ事ら出てまるとくとの思へ
としてけ立たる扱を濡く大ふとりのけてはいい三
位平葉れ汁一扨奏に参へて根井持奉りて中納言
れ殿へに居たり大うしとかく云平ふ木賞うおた
り回程に参へたりせへまつれい木賞ゆを立て
おひたい敷さまたこそり中納言八まれのておそしれ

化ハいつよりはじめて食子をきゝ給ふ事なかりしに義
仲記を讀ハ四月に柿を進ぜたく
よ給へ無塩ゆたけ付けれ付けり猫殿ハ此度と云に
化を食てゆのつ丸書ものやうとて喰ふ〇せられた
りけれを本堂ハつゝとくひてをつゝ合るの四り
取ゆゝ〇て中納言をハ打みてゆの猫殿ハ天性小食を
ゆゝ〇ゝ給ふ猫殿今ゆゝ〇ゝ給たゆとゝ給ふ根井よ
りて猫間殿の御ゆゝ猫殿の御ものの人屋
のしゆたりけれを間帳間と云雑色ゆ花をゆゝと
て参れハ見ハ猫殿ものゆけ給ふるとてとらせ
たり花ハとゆく中ゆゝ殿の下へおけ入たり給と
ゆゝ是ハみゆゝ花に御ゆゝ花ハ報恩ゝ花給
給ふる

木曽乗車院参事

木曽殿ハ京へ上りたゆ印りゆゝけれ付直垂にて狩り
ものゆゝとして布衣取装束して車に乗て院
参しゆるゆ給りゆゝ烏帽子ゆ初てさしぬ
紀の裾をかくゆゝ給ふゆゝ牛飼童を
平家内大臣の童を給たれを青侍ハ屋の成けり給
主ハ敬ゆゝ〜とめさせ〜〜ゆゝ〜ゆゝ花ゆ車

にたゝ[illegible]ものをおくかゝ[illegible]つゝとる人
形ゝ[illegible]祖神のとゝ[illegible]乙元ゝ[illegible]馬ゝ[illegible]
にあゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]乙元ゝ[illegible]年年[illegible]
しゝ大臣殿をおゝ[illegible]元たりけり牛飼童の大臣殿の
御ものり[illegible]ゝ[illegible]とゝ化てつゝ[illegible]元ゝ[illegible]年の
故元と[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ていとゝ[illegible]入り
りけり牛ハ[illegible]ハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
何たるゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
滞[illegible]飛出たり元ゝ[illegible]年のゝ[illegible]
[illegible]牛ハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

ゝ[illegible]ゝ思ひて起上らんとゝ元ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]起上へ
紅袖を蝶の羽をひ[illegible]たるゝ[illegible]ゝ[illegible]足を宮り
けけてゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]元ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ牛何宣ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
元ハ供ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝと元元ゝ[illegible]牛ゝ[illegible]元ゝ[illegible]ゝ[illegible]
上ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
車ゝて後ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ元元元ゝ[illegible]牛何宣ゝ[illegible]
にゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

すゑかけてみな(?)ふしけれハ然れハ小仏完王房の
勢力多人と云けるがかうゑて哀れしくや是ハ牛
小舎人支度の主ノ殿の用の木乃ありけるを取て官たり
ける車の後にあつまりしける所いにしへ前かた木
曽勢かとめと雑色中々れと天性にや魏の男にてい
らへ取通りをせんするよと云けるおかしかりける
事共也

水島合戦の事

平家ハ讃岐国屋島にありながら山陽道を従
へたりける木曽左馬頭是を聞て信濃国住
人矢田判官代義清を大将軍として
五千余騎にて此旗を差し給ふ平家ハ讃岐国松島に
ありて源氏ハ備中国水島の遠に宿陣ありて源平互に
海を隔てゝ向へたり閏十月朔日水島の遠に小船
一艘出来海船（?）釣舟のと見る所に謀れにハ伝ふ平家
の牒使乃船也けり源氏是を見て取つかなとして
おしかけける船とまたおかれさけひてある程なりけり
平家ハ是を見て五百余艘乃船を二百余艘なとる
敵の方へ向かけ御舟三百余艘なとも百艘の方へ
漕て源氏の兵船を一艘のとらさしと木島の

逢おしまいたり源氏は大将軍西野矢部命行
廣綱の大将軍矢田判官義清は大将軍にて本
三位中将重衡卿三位中将資盛越前三位通盛
綱の大将乃軍に新中納言知盛門脇の中納言教
盛淡路守教経也は屋島にて東国北
は奴京に始て生捕るもの化物い仕へし事なきの
つりみるへくす軍は我を沖の小船軍を拵ある者也
とて唐土の源の小舟に拵好の大口にて乗おれ
は清の安徳帝の御ふねにて小船
乗て三反ふるしたる大長刀の限のひ長したるを
取て敵の舟へ乗移てとりて投きれ（さきかとり
きたるを見てめてりけれを面り向る者りかし或
を切倒され或は海へ落入者多く亡失
奴其上五百余艘の船を陸合て中にり立を入て上
にて安徳帝を引出たれを乗てとして足より
船乃中へ遠矢を射者を射物て勝負を考る
然るにて汗て者組て落る者を生さしちへ
て死ん何り思ひ仕ふ勝負を定ける已刻か
未のりに至るまて漂ひりと流ひ入ひりけり兵
に源氏御小貫軍にたりて大将軍矢田判官代

[illegible]にて候ひし矢石の庶ハ今ハ叶ハぬことなりひて我身共に鎧武者八人をゝ乗て汐の方へ出たりけるが小船ハ浪風烈しくして
覆けれと破沈て八人の武者ハ死亡る事ハ
船に乗置馬共用意したりけれと兵船の
舟の綱を切放て漕小船を寄て船腹を乗頭て馬を
ひつとおろすとたと乗て数騎を先としておめ〳〵
て掛れ〳〵と攻戦漏に源氏九郎小芝取りのゝ
ゆ〳〵敷詞に敵を近よりて仲是を射て死すの
ゆるとありて後を見て法て備中国へ地下去

六月小陸奥加賀国安高篠原の戦に備中九郎尾
太郎兵庫武泉寺長吏京明威儀師を生取に
されけるを京明を六條河原にて切られ又兵
庫をさち古兵にて本国に二位殿枝を地り
去六月廿日ひるの命を新参せて山法
今ハ支にたちは悪行の人を自今又ハ
命をいとんする所をは出をつけて命ハ君に参ら
せんと申て由にてひまり物ハ本国を対参
ゆらしたる藤ゑ刑の胡国かとそ九生まかの漢
国へ帰らしうとく幸く賀朝着する事む

の〻ち人の悲かりし所也草ハ鞠壇ハ幕ハ花を
いて寒温を防ん鞠麺閑を酪漿ハ花をいて
飢饉を養夜ハ以る事不能ハ無しかを
なれて明〻暮す苔を取草を見るとなしやし
何事に付ても古歌〻〻思ふ人と云るか
ちれ共無二心本望に仕れり心中にをいて
なしして故さと〻ハ為てあるべき主をの者り本さし
なる遂らんと思ふ原のりんりさる間柳にかく振
回なを本望義の考ち所りけるとを
妹尾太郎兼康合戦事

寿永三年十月四日本望を都を出て播磨へ落ゆかをて
今宿と云所につゐ妹尾を先達にて
備中国へ下り船路と云所にて兼康本望ふいひ
けるを今ハ兼康暇を給て先達る親兄奴原ハ
〻〻ハ馬ハ草なを儲けさせ山を和ハ本望
なの為とて さ〻ら義仲に三る這ハ為ま〻
と思ひて自ら部ハ兼康宗俊ハを具してく
らんとす兼康を加賀国住人倉光太郎と云者
に生とられて木をたに仕へり兼康倉光と云ら

八屋の尼とあく倉光度兼廉を生捕なひ〳〵に称賞
未聞しめそ備中の姉尾八石所なり八兼廉の本所
也勲功の賞に中給てくりなへ〳〵日八お具〳〵
なしと云名八倉光五郎實にと為ひて姉尾を
領中名八未ゆ中文をか〳〵てくり倉光五郎をして
兼光を先小兵て奥たりけるを思ひ給
倉光を姉尾まて出具〳〵やりめるのかゝ八彩
可とて國の者とりて〳〵すれ〳〵者のの
らを倉光ゆ出てたいに叶ふ〳〵と思ひて備
前の國に別の使と云所か東に夜叉寺と云所に

て兼廉倉光ふかけらるこの乱の世名八一所全合ゆ
せん事うと〳〵兼廉倉光を所ふりに名はかゆ祝
〳〵者とりにかゆ人ふ塔やりあへとて五儲
なりいとあす塔いらんとて彼所に倉光を寄〳〵
おりて兼廉先小兵小早の部といゆ家小寄し
て其夜倉光を夜討〳〵て西川上三のわくり
〳〵て近藤七者共かを催〳〵て福龍寺かをてを城
切の破壊とや八遠サ廿町平也北海〳〵たる山南八西〳〵使
たるはかを西と石をゆ代ゆ家とて寺かりかの寺
をお過て歩西國の一宮を伏拝みさきらる巳まか

りに到り小牛の迫ハ西と北方ハ高山也それを北に石ヲを
張りて本営を待構たり後ハ沼馬町とて谷口沼
也仙の万端に敷設のひたりとりたる事く前〳〵
爰に無芸を尽置て我身と唐皮七郎ハ引籠る
倉光新助が家臣の者にて姉尾太郎を生捕
ひたる北方に於ては度〻高名したる者にてあるに
いかにして無辺にたいひしおくをひたたれて
此時に当もんと人々けれハ或者の申けるハ陸
や北国に任人かゝる侍衆軍を加り乃て策の者に
してあるかに仰れ有ける昔より馬に

乗れの学ひとぬ所つゝ武士を入れんとして本営に悪に
事を申あるもれい悪行振りて本社の品谷屋ヲらん
北れの不知又ハ明威儀師を六条河原にて首を
切しゝ倉光の弟云也本社の長吏名れハ石山権
現の四宗にて倉光のいひひおくるれ仕り八芸
中けるの姉尾太郎中けるハ無原小路北陸北軍ハ
生捕にせられて何のつるの本営をすゝ以て暇を元て
雪家の四方に囲れ本営ハ城に成たり四方に
志保思系ら弾人者芸無原に成て本営を一矢いま
と山ひたれ本ひたれ本とく言て通れハ姉尾の者い

と高鞍持したる輩と云れ市家に生て屋島に帰り
收物具りし收者と姉尾に留て帰りけるを是を聞て
或ハ板のひたれかつめひを切ひたる者帰り或ハ
布小袖に束たり若しる者ハ烏帽子徳ふさひ矢
ぼ者さいてう尼頭巾二人供共持てかれつけ
たるものあるとなるか二三百人年年にたり物
具したる者七八人にて過けりなり姉尾太郎に
夜討ありしたる倉光の下人舟坂山にて
て木曽に申けるを倉光左右を夜討まるるれて
姉尾太郎殿ハ先達る馬草を尋ねる七騎
物のつし其後と流の寺に引籠て中て倉光殿
を八古堂に止置て急使をこの事と申て源ひしの
使り来れらせいハめと申れ木曽大ハ驚て板夜
討の物ハ何程つるつと問へと四五十騎にハ過
ハしと云けれハ義康先の者とハ思ひ
つ物浅安ものるとて木曽板三て三百余
騎にて今宿を出る夜を思つるて地下てを
宮方にと三宿に宿明日夜明て倉光板
と大にて討れいなるとて其れを出過て別
乃ちりをして福新寺瞰堀切たり名ハ加後

一行て物言を考る所に北の方の鳥岳を見て本
の井をおもゝ〳〵れ姉尾ハ本宮ハ今宿ハ三日の道程
と云しゝを城郭をつまんぬ木宮ハ
と押寄たりけれハ思ひもよらぬ事かなものゝ
てさハたりけりさハの化者数十人にて支たり走
武者ともハらゝ考しにて不れ所にてうせぬ少症
をも去り者をも悩む程の者ハ一人も此方へ来れ
ハ多く源田に追ちらして生なのはれ化る
姉尾太郎ハ矢尾尽して主従三騎千本山へ
籠りに為お籠て屋島にゆきうんと去りなる

妹尾婿ハ小太郎無通父にも似ぬ程ゆとりたる
男にて有り屋ゝ足をはゝして山の中に立すり
にゝ父ハ小太郎をゝ考て思ひ切て義行の
ゝ恩愛の左力及て小太郎の事をあゝ行の
事ハ郎ハ宗俊ハ云ゝを無原ハ近来数多の
敵ハ中に向ひて戦ひしの共心方を化ゝ
笑ゝに半て今行の先ゝ行ハ小太郎を抱て
行時ハ眼ハ涙ゝて行ゝ行ゝ笑ゝ中
いつゝ行ゝ共ハ二所ハて共ハ死ハた化屋島へ
参して今一度君をゝ考ん又軍に本宮殿

捕て大の口に朝夕仕つる事共なり語りさえやとこそ
あり（共妹尾太郎宮内に向てこれを捨て家たり
とハいえ仕れ人ハ人こそ其上小太郎ハ恨のしくれて
ゆるらのとあり（ハすなわち元てのへ小太郎と二所ノ
て死を申とあり云ハ宗俊ハ左右なく
捨れ給へ（とて拾家所をはなり給りて小太郎ハ
足痛て引しハ家に走り帰て汝と二所ノ死ぬんと
ありしハ十四ばかりにて中し云れハ小太郎ハ起上りてを
会て死ぬをおしおにたしの紀をさし矢間を
ひけ引ふた大事をのて、本を侍掛し刎ける槍
に木曾三百余騎にて妹尾の所を追掛しハ
流れの山に流たハ八つくにを寄んとて人を入て
ひろせよ者共と云けれハ八郎ハ妹尾太郎兼康
ちにをと云たすしたのく対馬三騎を射殺し
つ馬九足を射殺ハ妹尾矢種尽て名ハ弦を切て
引に名を自ら十太郎の郎ハ敵ハ戰て曰く自害して
引かけり郎ハ宗とけ加なの上り妹尾ハ郎ハ
に宗俊と云剛の者自害するを尾殿ハ
太刀先を口に含て引ふ母に成つ化て死ハ
木曾妹尾ハ父子自害ハ給て備中国ハ住

一引退候万歩庫小陣を立て鉄砲を持（けつ）ぱる指り
京北面さに置きりける樋口兵部寛光平馬を三て
中村右十郎彦人左衛門いたちのかた間さちん本
ことする風情して院のたり人して本宮殿を本対
らんと支度せらるゝと云たりけれ本宮大と怒て
平家をも打て後を思つあて敵、北上右十郎
彦人出花を竹て出宮ふたらんとて十月二日三年
余騎にて丹波国へかゝりて播磨路（はりまぢ）へ
出宮八幡はるゝ京へ入
室山合戦事

平家と門脇の中納言教盛本三位中将重衡を大将
軍にて其勢一万余騎播磨国室津につく平家
対さを又ふ小ふつ一陣ゝと飛彈の三郎景俊五百
余騎二陣と越中次郎兵衛盛次五百余騎三陣と
上総五郎兵衛五百余騎四陣と伊賀平内左衛門家長
五百余騎五陣と大将軍新中納言七千余騎にて
室路を向少勢向ふ京小十郎蔵人出来一陣の
勢是を防く暫くさゝへて二陣にむかひたり此ゆす
防く抜て先て此ゝ敵の勢を追ふて三陣の
勢小宮のせむるゝ暫さゝへて九郎禁を討

内の四陣小坂のしたより花の南の山九郎追懸
さる五陣の大将に宮の今たり神中納言乃侍に紀の
七紀七八紀の九郎とて兄弟三人有名な精兵なる
利也けるを先として弓七上手を揃て射懸け
れと面を向て責き戦とおり叶り新家方ひしく
引退紀九八軍兵時を代りて追懸る時の勢を
聞て四陣三陣二陣一陣七勢山の麓かすもの跡
寄り集て是を支たり新家敵にたちかれたり
けりとんでもなに宮家方の兵を引す太力をもめの手ぬを四五
人を四五人や若党共を四

四陣をけ破り三陣を破り二陣を掛通り一陣同しく
掛破て通て十郎蔵人後を懸けれ三千余騎
此勢を計受られ別名蔵余騎を成小多の中
にて手負数多出来る大将軍新家手を
一方の頼り負さり色新家なる命生て此の國
少り宮家此勢小河を渡り懸れ小武蔵を射
掛てけるる播磨の守を宮家を恐る敵を本国小
恐て和泉国へ落ぬにより宮家室山の島西度に
軍に勝て嘉禄の歌を八幡発る原氏の世
に入たり芸に成る此の収り内

るとだけハ悦源氏ハ[illegible]つのるとゆてハ無小入てゆ
悦金ゆさハ何れ共平家西國へ落ゆしゝハ
其先にひろて安ゆ[illegible]ゆ妻子を東西南北
へちらいかくしゆ程ひ[illegible]失ふ事程を知ゆ安堵
てゆいて[illegible]物ゆ或ゆ破或ハ打損して地頭
ゆ洲崎しゆ混ゆりまして北國ハ夷狄ゆ入て法ハ
八幡加護ハ領地をり悍ゆ麦田をかゝ[illegible]て馬ハ肥人
ハ蔵をおゆけて物を取ゆ[illegible]大臣ゆとゆ[illegible]
はくゆ[illegible]ハかゝ通ゆて武士乱入して少も殺ゆ
歳ゆ家ゆを追捕して家ゆハ武士ゆる家にゆ

ゆ[illegible]ゆ[illegible]ゆ[illegible]を三並てそをゆる者ゆ[illegible]
なゝ衣裳をゆ[illegible]ハ男ゆ女ゆ[illegible]
事ゆて地をけゆ西家ハ世ゆ六ゆ[illegible]
とゆて[illegible]ハ[illegible]ゆ[illegible]
加賀ゆ目を合て食物ゆ[illegible]
ゆ[illegible]ハ老たゆ若きゆ[illegible]事ゆ[illegible]
木曽ゆ[illegible]西書を[illegible]
井上次郎ゆ資ゆ敵ゆ[illegible]
乃少面にゆ[illegible]ゆ[illegible]判官知康を[illegible]
敵ゆ判官ゆ[illegible]ゆ[illegible]

記し作りされしを本末寺國の夷と云ふ
無下に一向の不覚の荒夷にて院宣を事共
散々に振廻けれ八幡入道多田の源小思召てゆゝ書
にと作らる西家の世ハ十枝の根籍ある事にのり
諸人云あけくれ人を殺火をたゝ事不尽と
ゆる急に新あらるべしと社作れ出せ云ふ
ゝ院の御知席をなりて上洛して叛逆の徒を追
討たる事ハ本意也誠にや室山の備前の家引
退に成ぬ少し見あり扨ハ此間治中根籍
にて諸人の驚きなり早と此の頃と伝ふ花ハ本末寺
仲裏中に成る先の家の引退のあり根籍ハ此先
ハ此れとて取に成れ世を取ハ弥もの
ハ勢に思ひ成かゝ次小京都の根籍つゝ
不及知はいとき又尋さ伝ふ一人の法と見くらへ
ハ先根代事のいらん又ち仲の下人に事を老
て家にあ西家の孫の子や伝らん京中ある古盛や
伝らん用小二天年小見ハ山へひたんよいてう古根の
根籍伝ら場ハ屋に人今日ハ伝ら中々下人と
中て先根代事伝ら者を直小かゝ免結伝
ゝ〳〵ハ一ゝ小首を切て寺に入ゝ〳〵と花

けれを知康吟味して義仲の中つ方に居たはと
中たりけれを夜知に所りゝ中に居たと有きる
義仲のかくハ知らゝ去くたりけれを京中の狼藉
を為へくもとゝ法りけれ程知康をゆてお縛て
らるせ給をとめよ天下義者と出たゝ初事なる
にこの時乱れのハし記事せんゝと仰下され
けれハ去度を乱れを物を知て用を物きを格
中侍殿をを誰と云ゝと宮れハを波ち到官知康
とゆ也と申を言けるゆをを敵の到者と童の云け
るを方の人をたゝくれたるの敵にてゆをせハ

といひ知ゝ乱れハ仲のゆたる旨を院ゆ中
ゆ礼のを法ゆ中に狼藉すらん者をとかりめ
てつかさるらめ和と云事さめ定をる不完とそ
事代外ゆをけれ知康ゆ云ゆりをんといひけ
れを本意ゆをつゝてを何事をゝしをあれと
ゆらるゆいけれハ知康帰参して義仲ハ本ゆ乃
者にてゆる命さ段にこのく社をけれ物を行て追討
使をゆと申ける本乃知康ハ院意の敵乃上をゆ
て有れハ敵ハ到官と申ける見を木曽伝てかく
とゆたりける申ゆ事ゆ荒夷に申院宣をす

書写終て後こゝかゝけれハ雪家にゝ（おり）
とて院の御所の御前に札を書て立たりける
赤松入道円心と云ふ者ハ元弘の年間に小入道成
法師と山と寺とに乱入て堂塔仏像を破て焼
拂ける人とかく云ふ内に神社にゝてかゝれらせ給
ひのさりけれハ早く義仲を追討して盗賊の盗を
ゆるし給ふ　知康中将上法皇の怪に思給
ふ事なく人ゝに仰合せにゝ多ひしくと
思給ふて法住寺殿に城郭を構て兵共を召集
られ木曽をたのみて公卿に申給ふ　明雲天台座主
にかゝ（ゝ）多ひたりけるとも八条宮の寺に長吏にまし〳〵
ける法住殿（ほうじうでん）と書せて山門三井寺の悪僧
共を召てまゐらせ給ふ　信濃国住人木曽冠者
しなのゝ国の人者ハ冠者と申奉る　信ら
仏花と義仲に日比ねたみ多る摂津国河内の源氏
を江美濃の加賀瀬小陸奥の兵とり集て
て京ゝと義仲に引ハ是なみ〳〵す　諸寺諸堂
ハ衆徒に作て兵を召仏けるハ山面の者共
殿六人諸大夫なりしを面白事にあり引て兵と入
たりめし物のさい所を弁（おとゝ）ゝ人とも

大名のさゝ〻たる事ゝ〻ハ今天下の大事出来ち
んとなりしもしたがつてより知康ハ市井大将軍にて門
外に麻をかけて赤地のにしきの直垂に腹掛
異風なるたてサヒさいたる征矢を一腰ハさしそ
ゝ〻ろと凡よりてゆるれ者ハ〻この書をこの
矢をみて世ゝ〻村賀もやと思ひ寄ける又よ〻つの大師
ハ此新宮書集て四所乃宮乃陣ゝひ移けりけり
ハ古代人ハ〻ゝらひたりけるを者ゝ堀川高人町冠
ち京に向ひ礫周地九食法師合戦ハ様ゝいつる
間屋ハ風ゝ荒く吹ハ倒ぬゝして逃足乃石塔ハ
者多く者義ゝる物の周ゝ屋ハ者一人ゝ〻ゝ
木ゝ是を伐て中けゝを事家ハ福及を起ゝ君をゝ
者ゝ志ゝ人を捜ゝ民ゝゝゝやゝ思ゝ
久ゝハゝよりて義仲命を捨て責ゝして君の
代ゝ成ゝをハゝ者代乃事ハゝ者花ゝ何谷
ゝてハ今義仲をゝゝゝハ至東西乃國ゝ西の
つて都ゝのからゝすてハゝ者ゝゝゝゝ機僅して死
けハ命を帥のゝん為ゝ兵粮米をとりゝを田を
ゝゝ馬ゝゝゝ力及ゝゝゝ事ハゝハゝて王城を
守護して西のゝんゝを馬一疋ゝハゝせていゝて

つ是にたして宮京つ歩入大臣九家つ乱入て
らう場をりせんと其怪ものめ兵四に集てゆ
物ものとせんを院のうちに詰めゆ一院桂やの
ら是を敵の後に云也安うゆ義の行敵のを打破て
ナてゆんと云けれ共左右ふ不及し義者を梱口に
御車へ今井に御前へ義ものとの中名ハ十善乃帝王
に向ひ奉る勢て弓を引矢を放たせゆん事いう、
ゆるつたたし御まゆ勢ものハゆらをいく度か陣ゆ
内場ものして宮を奪ひて放火して降人に参し
ゆ是くやはもんと十けれハ本ゆ中けるとも仲

国来仲ゆ度の軍しハる北國信濃だけをしゆ事
を始めして横田河原延並山安高藤原黒坂口
備中國板倉九城を攻しゆ以上九ゆ度乃合戦
をしたけれ共一度も敗にはをゆせ九十養帝王に
産すおれとて宮をゆ九ゆをはつしてをめゆと
降人に参ナ色しとて芦人ゆ敵の小頭ものあるけて
海と益物のるまゆ法皇ハ無下に思知おる歎め
物ゆ義仲におゆて八今度宮後の軍ものりと様ものら
木曽くいひけるとゆけれを知原いとゆ嗔をかして
急義仲をの追付ようを様中ゆひけゆ

木曾遺恨帖於山門事

義仲北國乃合戦所〻にて官兵を打破〻て都へ
せめ上るに比叡山を通らじと衆徒輙く通さ
て越前國府中より書帖を書て山門へ送たり〻〻
衆徒木曾方へよせ力して けゐ源氏の軍兵天台山へ
登りあり其後木曾都へ入て指藉鉾を〻す山
門北領小所を畳ヵ十悪行法ふ色々ゐ衆徒怒を
爲して木曾を〻の方出たゐけゐ〻〻仲恨帖
書て山門へつかはしける其帖云
山上貴所 義仲謹解

叡山之大衆蒙振上神輿於山上猥構城廓於
東西更不閑修学之窓偏專兵杖之營云尋
其根源者義仲結搆山悪可追捕山上坂本之
由風聞此条極儀事候且滿山三宝護法
可令座知見給自企參洛之日奉仰醫王
山王之冥助顕者馮山上大衆之与力今始荷
致忽緒哉雖有帰依之志無山悪之思者也
但於京中猥山僧之由有其聞之条尤怨
存佛号山僧好猛悪之輩在之仍爲紀真
偽粗尋義之間自然狼籍出来候故全

不満通儀惣山者軍可令軍兵登山之由
依之大魚下洛之由兼之是偏所天魔
之構也欲相互不可有信用又怠以此旨
可令披露山中之給恰如件

十一月十三日　　伊豫守義仲

進上天台座主御房

と書たり名山上にも是にも徳まさる弥蜂起す
るうへ九州の住人皆悉く周代武王殷代紂王を討
しかの如く天小雲をしく雪降事高サ丈に
余れる車二馬五乗仕る人門外に来て王を
助て紂を誅す〳〵とて内裏に車馬を寄
〳〵是則海人の天代使として来るなり〳〵然後
紂を討事を治たり紀漢代高祖八韓信が軍に
圍れて危をけるに天俄に雰陰して遂に
を天たり木曽為人倫有讐仏神にをいてをか
ぢ人何によてか天の助を蒙り人代か
代と法皇の仰せ蒙り弥你〳〵知康の京地へ急
の追討の中ひけり知康公某地のうへの皇
にはかと濃小法師なりけり雷神を出たりける天
王乃像を絵まつりて雷にをを〳〵右の先を令

別殿をつくりたにを拝をつれ法住寺殿の四面の
氣地の上にはせ参りて事を招ひて時〻舞をり
是をみるの知康は天狗はなるとぞ申ける本堂の
軍は去程に陣をとる七条に切落て一ようは二ようは行
会り櫛口次郎義兼は三百余騎にて新熊野の方へ向
〻きて搦手は六ようは発足家人諸方へ向ける河原へ地は七条
河原へ行合〻して二条をかくる春日の椿根井は
三条をかく物井蛭川は四条をかく治秋兄弟は梅小路を
うくる塚ず崎を塚大郎は作妻牛をかく仁科太郎
ふ山田次郎は六条をかくれは左馬頭今井四郎を始
として七条河原に進向る六ようは一に組合たり
其勢千騎に過たりける義仲既に廿三ようしたこへ
けれは大将軍知康は国は官兵北面の輩
公々殿上人侍中間山法師とは二万余騎と見給け
る木曾河原へおせる程に義仲の時をとつと低てきく
おそれたりる〻は法住寺殿へ西南は門は是へ責寄たり
知康進出て中なるを河原へ十騎余にて向て
弓をひき矢を放む事いとはる〻しき世なりしを
宣旨を頂戴られしかは枯たる草木も花咲ぬ
実なる世水池にも水たゝへ君神の御隨喜をや

末代と云ふうの夷共の身にしていかで君をも省き
奉るや御ふる敵等矢八選て己等が身に向しろ〳〵
次第しろ敵にて八吾身を切屑〳〵に成方が故矢八征矢
とかや矢を寸切にとも已が軍八よりたすし〳〵
迷に引退れ〳〵と云ふれ八木戸大に開き笑ひ
て内に入れ給ひて出家あてかく座うて内所の北乃
左家より火を掛けて名れ八打寄北風烈しく吹て
猛火に所へ吹付て来西を矢つ系出羽七後今
然時に寺が梱に次郎三百余騎にて時を作て寄た
り名れも番衆にはりなる公人殿上人山〳〵寺しの僧徒
近武者肝魂の身に付給八人の豪勇の者ども
太刀に つゝをとり〳〵に名れ出さしらって戸に名れ
寸長刀を倒に つて已が命の しを つ名たり名れ者
ろうへ〳〵寸〳〵て ろを引矢を放人事ナて ありし上
らすゝ名れ者に 名多く疵を蒙り 給たり けり西を大
世免むかゝ北八猛火り元れ出る東の後梱るにま
けりて待掛たり南門を開て出ずれけ
る西南の八条の寺を山法師に固めたりけ
る梯に穴部うけ破て入に名れを筑紫地の上にて令
剛論を振つる知康の いつの地に矢ぬ受人より出

北条義にけり知康義げ新上を守り居りて防ん
と云者おりけり名を恥を忘れ者の者を
みな討死しけり其外此者共八剪所を逃出て
かしこにお伏らす事共を考へ此世渡と
り云ひけり七条の末を探ぬ国源氏多田蔵人
豊島冠者左田太郎国矢たりけり志の名共七条
を西へ義にけり軍に前に在地乃者共におちん
者をとお伏しと知康下知したり名ハ在地人
小家に上てゐりて楯をつく石ぶてを以てひ防ぎ
置て待所ハ此所の兵共乃義を敵のおそれを石
ぶて我者〳〵とおけ孔ハ是ハ此所古老院古老と
面に在年て帥と云名ハ若ハ名を院宣
にて是を義武者ハたゝ伏よ〳〵と打名多くの
人〳〵お損せるはて〳〵して軒の下に三尊のてた
すまる世と作る者ハむらいの屋の上に打ちさ〳〵す
して物具ぬ此者て剪〳〵老義と此所に此の能
者共ゆ〳〵とり出羽判官大長を伯耆守に成る息
左衛門尉光隆検非違使に成たりけり父子共に
捕出教〳〵て戰て討死す信濃に住人村上判官
代に入る七人義りたりけり三郎判官代平老討死

して多り砂六人は歳たり天台座主明雲僧正は
香深の山家に入れ水精の念珠をもちあひて殿上
人れ小侍の妻戸をたゝき馬に乗らんとしたひけ
るを椋六郎は放矢に腰骨を射ぬいて土居に倒れ
給ひぬるを兵ども取て捕てはなれ頸を取りけるを見れば
支園恵法親王は車に乗て東門を出ぬ勢多に
けるを兵ども追て追懸しかり花は或は小家に逃
入せ給ぬとせしを根井小弥太は射ける矢に右
の股の内を射ぬいて射殺されぬ
けるを兵ども頸を切をり法皇集に召南の
門より出給ぬとせしを武士共多く責の
かゝる事なれば力者は輿を投をりて面々に
逃失けり公々殿上人も所々に隠れ
ぬ供にて参る者おりけり豊後の少将宗長は木
蘭地の直垂小袴にて召けれ供にたれける宗長
は元より考たる人にて法皇に少も先立
まつらせんとしりける武士追て既に危くなりぬ
しかる少将三位は是は院の召さる物なれ御供仕
るとのたまひけれは武士馬より下て畏て仰者なと尋
ければ信濃國住人根井小弥太幷椋六郎親忠

八島に帝の御綱と申者にてありと申て三人副参し
給て五条内裏へ参候て守護奉る宗長卿の御供
にぞ参られける其外の人々は老人多く大きし兜甲冑
中々更ふ用ことなり哀へ（すまの上の事をもぞ思ひ
参らせる人多かりし）無双乱入の所にて火を付け
り七条侍従紀伊守範光多く二人いるる他に有
る四郎に参てさしもけなりけれ共流矢
十九の年拾小参りけれと信清是は内乃源中
拾い余かくは材参る拾と申さけれ共拾根
給ぬかりけれと小弥太殿しく悲しいあい主上を
船に底より伏参る拾参りて居たりける所に入て坊城
殿へ渡しまいらせて拾れ分内院へ入奉り一行幸
に成奉る拾推量る所しかり忠法住寺
殿を以て分始て人に家拾を知たりて低りたりつるを
一方うすの四郎左衛門に成こにより播磨の中務雅賢は
せる武略に家に拾ら拾と天性武勇の人にて
おはしける系威の肢巻ふ重用いに直垂を被
着たりけるの殿上の西面に下侍妻戸を押開て出
出るを播磨六郎能引て頻の骨を忘て射たりける
の馬帽に矢に立を射て妻戸に矢ハ立に其とき

我々播磨に中ると云者共誤て逃る様にもしけれは楠六郎馬から飛下生捕りて我宿
所にいたり先置たる又越前守信行と云人を
布衣にかくさして有けるを供にしたる侍り
雑兵りいり地へ矢をんと一人もなし二方から武士
責来る一方から黒煙押寄ていかり雲へ立ぬ
かし大塩七郎けるを大えむ〳〵と云なる根り
後から射貫れて死ぬけるを豊浦と云子なし主
水上近業を大外記頼業真人の子孫なる者の指衣か
上をさして葦毛なる馬乗て七条河原を西へ
地けるを本多郎等今井四郎兵衛と妻を乗て服つ
かを射たりけれは馬から倒小高て死なり指衣の下
にはき毛なりけるの名明行なる博士也兵真
を帯する事の為と人頭中けり河内守定資卿
蔵人仲恵は南へ川を固めたりける近江源氏錦
古利冠者義弘も通るを小殿京は伯を固て今
迫れとすれ院所へ行幸也たるものをとて高名ハ
扶をて河内へ〳〵の山小路へ入源蔵人は南へ
向て高名河内国の住人かなん坊源義と云者
葦毛なる馬の極て口強なるに乗たりける源兵

人に打並てやれるハかの馬ばりにはるりて来たるが
色しるき笑えすいうるしてんへたとりたりけれ
いさらハ仲恵の馬に乗換とて栗毛なる馬ハ表
尾張白つ立けるを乗給たり主従八騎なつれて
尾張乃ほ面を三十騎斗にて扣へ居る中へうけ出ぬ其時
斗戦てさいとりて七ハ加賀坊を始と
て七騎うさしれ仲恵主従三騎斗被りて通りう
加賀坊の乗さる裏白馬走出たりけれを源蔵人
七家の子に信濃次郎頼成と云者源秀の乗給た
るを小ぶ者人男七ハ蔵人殿の馬ハ蔵人殿の

馬と云ふ事ハ中ん公家の主ハよりれにより
されハ中ハ馬公ハ世ハ所ハ所ハ所ハ
人かさ北かのけつるを云れてさ北ハんと思いつる
にいつ地へ世ハてにけつる地やなれ乃つる地の中
ハ地と中れハ信濃次郎ハ中ん方れとてあいて
郡入討死してより源義人ハ中ハ山にてを乗
後ハ車にて高ハ沈ハ乃ハ追付ハりぬれ
ハ仲恵さんハ人ハ中ハ乗てハ有ハ
れハ宮治ハ供仕て其ハ合河内国へ帰ハ乃ハ刑
部ハ三位ハ逃ひ出てのれハ乃ハ七条河原にて表

裏ゑぶくろ化りて馬帽子にて花ゐ十月
十九日に幸して八坂より海京風にて難波に着
ゐしけるに赤裸にて立て化ゐる尼三位化婦解
ゐ越前法橋幸枝と云人ありの化法橋化語る
なる中間法師にて京にて軍ゐいて成はらんと思ひ
て立出たりけるに三位化を見て問ふ尚ら化
す涙すくく思ひて京なる川る衣を見て見せ
りたりけ化ゐ衣をうつかゐくりして此中
間法師を先に立て老おを〳〵けるに出供の法師
り白衣也三位かゐうの川化老る人ゐ化と人と

おくしけゐ思ひくゐ八とくし歩みるへくしとおもひ
けれ化ゐ思化ゐ少ゐ見ゐて大ゐ川くを坂化を
誰ゐふゐと老ゐくしとれるひれる化を金りにゐひし
ゐ化しくゐのとを化に人に頼りゐるとゐや出花ゐ
ゐくゐおくしくゐのきゐくしゐの化しくゐ幸出ゐ多化けり
寒中に一衣化しる老を上下をいをゐとゐ化花
と男ゐ女ゐ赤裸ゐ化て出ゐ残ゐ化て幸限ゐし
ゐのゐ化命を牛ゐる人ゐうけゐ化て殺化外ゐ
る山へ出ゐきゐけゐ化ゐ廿一日辰時ゐ本ゐ六条
河原にて吹ゐ切刑乃人ゐ共竹を結て掛ゐせ

なり左大臣一乃皆ゝ天台座主明雲大僧正乃
山頭右の一にて寺長吏園恵親王の宮乃
捌たりける其外七重八重に捌并たり首共越后
て三百余と数人救つゝ中きる太刀を以て天に仰地
と引てお死させけゝ者多かりける父母妻子おと
にてお死を歎く先世に悪心越前守信行新
臣近江守司て清盛主水正を業おとる其中に
るされ太り内裏給て有かるいひ知おき事汗也
内裏ゝいて万人の命を失ふ乃万ゝ乃
ゝ禁固せられ給ゆ世ゝ世乃科乃歎ゝと後世

まゝいろゝ人と共生徒上下者を近江彦をして
会けゝ八条大宮坊宮大進法橋行清と云者是けり
宮ゝ仏内裏ゝひめと見ちへけれを太刀黒漆の衣
ふつゝ右ゝ笠を引て六条河原へ出す頸ゝを
明雲僧正の首と宮の首を共左右に生ゝ太刀捌
たり行清法橋ゝ人目す新に出て山頸に
ゝ生ゝ者と思ひけれ共内ゝ仏法
ゝこの人りにけり其後行清ゝ彼首を盗
て高野山に閉籠りて宮の首ゝ共ゝ
故ゝ納言入道ゝ東海寺ゝ彼宮を人おそ〳〵けり

出乃合戦七日三日ハ出家ハ思ひ切ける上院をも
本望を遂て無ひしく世をはなれ給ひ
てハ今一度ハ家ハ出んと思ひ給ひもを俗体にてよ
の中のさはしく出家したらんに世をはなれんす
とあるひて係にすとて髪をきり出家の衰
へられたりけれ共守護北武士洋て入ぬけり法皇
北嶺に登りあひて御出家を思ひ立の事今一度
龍顔を拝まんの為にとゆきたりけれハ法皇竹
ゆ出て真実の志ハ感深をおのさ物なひ
ハる人多く涙ハらはれたりと聞つれハ哭哭おく思ひ
つ系命全りつるハ幸しく思ひとて出家
をおこなひ場ありけれ宇治に入給ひ黒衣し袖をそ
ほりけ系家ハ久ハ平家ハ作ハけるハ抑今ハの軍ハ
誰と対しなるぞ世尊ハけれハ宇治に入給ハ
押へて中されけるハ八条の宮ハ三井寺ハ山
北座主僧正の流失ハ山ハ東ひ信仰為居のう
ハ花最強盛の人員て万死一生とハ難ハ中
ハ礼たりけれハ平ハんや明雲ハ非業の死ハ人
にてハ御化物を此度ハ永ハ御ハ
平家ハとて出ハ流ハ物ハ

長久にして又作りけるハ武藤と遠地宗教とを云か
ゝら永前生れ十戒の力有て十善の位ハ生ゝらゝ
先世の罪報に一度かゝる身かゝるべきを知らんと
國土の人民の思ふらむ為にけるとて御子をを
くの先世ハたゞいけれとも宰相入道十ゐれけるを龍
樹をゆやまちする事是を云ふ及ぶ家に非す況や
法華を崇めなんにおゐてあや日月天にかゝやく照
さめるの道を神明地を照しあへハ災害を起す
者い民なんや君とよす宗廟すてゝ[illegible]
神慮をもかゝ[illegible]知るべきの奴原[illegible]

ゝるを世許宮ゆけるハ乃ハ[illegible]ハ墨
染乃袖を絞ハ去ぬりけるを本ハ[illegible]の軍を打勝て
今の頼朝も六条河原にゝけて今ハ万事あのゝまま
なれハ内ゝかゝん共院にかゝん共我ハ為也但書
を小童かり一日ハ[illegible]しの院を老法師也内ゝから
凡とても童に成るべくゝ院をあゝん寄法
師にいゝてゝかゝる屋敷寺西にかゝるゝとゝいゝけ
れハ人今井以下の部ハ云けるを寺西にを為氏
かゝてゝを[illegible]ゝかゝとゝ為家のつを君を原氏かて
渡ゝ[illegible]ゝ雖平ゝ[illegible]と云けれとゝハ判義ハ

あるべきやうと申されは今井代に去宮さそらいも如此
人数なと申されは院の四廳の官者にあるへ
きて押て院廳の別當にあるへ〈一本に廿一日に摂政を止
松殿に子權大納言師家とて十三に成給ひけるを
内大臣に宣旨下て摂政の御書を給ふ大臣殿の
御子に成給ひ徳大寺左大将実定の内大臣子中
左中将なとを聚く備て成給たりけれは世うしかりし
迦陵頻大臣と申人おはしけれは是おなしき大臣と申時
の人申けるは摂の事を大宮大相國伊通公を宣
旨とせ給ふ中人なりけるを廿八の三
条大納言朝方公卿下文宣旨諸國文領知令四十九人
を本宮解官し給其中に公卿五人と殿上
僧二人を權少僧都範玄法勝寺執行安能も所帯
を没官せられ北面の家四十二人を解官ありし
ふ本宮八四十九人を相交る家ハ悪行の
輩なりけるとの宣しに北面にのこりる宮内
判官公朝為方門尉時成二人後ろ盾尾張へ
地下ろ其故八兵衛佐殿蒲冠者範頼九郎冠者
義經西人勢田大宮司七郎なおなとなれ
本宮八僻事をなさる由わさんとも此人尾張へて

故上けの意を受て東八ヶ國の
貢を召進ぜの宣旨家本家ハ雖人々ハ國司
代り給ふ人も多都知其上さの根籠り給ひ
ける事ハ三ヶ年の糧を尋ぬ千人の
兵士を指副て兄弟二人を法住寺殿に參て合
戦をぞ御所を繞奉ひたりける中に東國
より大勢の押て上り給ふ人とて今井兵衛
をさし者して汝ら家不破等をうしなたりと仰へ
名る間北へ兵衛佐に申合せ奉て左右なく出
と雖せん事なしとて引ぬきて熱田大
宮司の許へ送て頼朝の飛脚をたて、其返事をお
ぼけるに頼朝公朝時成池下て此由を申ける
九郎義経申ける其次第明ぬ
ぬの使ける庭々に返ハ下て申さるへ
しと宣ける公朝を日に絶て鎌倉に池下る
軍ハ時皆逃失て下人一人なかりける生ける十
五歳ばかりける編子宮内を下人にして下りける夜を
子を馬に乗盛て父を馬に乗て相おく下る
知康の山害にて此度乱を殺したるゆ九郎
兵衛佐大に驚て義仲の怪ぶくと義度も頼朝小御

せて社詣しかるに曽左右衛門を中御番に成て居所をやの
ぶたる大盗、めしたがれ左様に者を免し、つゐに
於ては自今ゆるす悪の事共者出来へし、知康召捕うへ
のぶるよう、中されたりけれを知康陳ぜんとて追手
御倉に下て無用仕りと、番て又者に入らんと何
中れ諸免ふ二皆とも成るけれを中入る人々多の
りれる侍所に推参ぶりけれを無御仕儀中ゆ成
して子息左衛門佐頼家に未おさるくまし、ぶ不
の知康を充見の比布、ニヨウヲシ十五ノ上をして切んの我
是にて比布かるへしとて砂金十二両を君ゆた

けれを若君是を以て比布つるへしとの玉ふつと
かのぶれを知康十二両の金をゆて砂金ハ若朝ハ
室宝と賜へ幸りゆたるゆて懐中ゆ
庭上より石を取て母の手にて枕を上させ、目ゆ下にて
松ゆの比布を片ゆにてつれ左右のゆにてつれさま
ぶ声ふ乱意して應ことゝ声をゆけて一時中を
つれたりけれを簾中ゆ姫て番命ぶる大名小名
無に入て走ゆのあるいたを逃けり誠小名を追たる
ゆれ、ゆ中ゆけるとて其後又義増られたりけれハ
知康中ゆの報へ責入て五ゝ所ゝ追捕ゝ大臣ハ

に呼をかけ、權門勢家の領をうばひ乱入して
種類おのおのの神社佛寺に乱妨をくわ堂塔を
やき、たとへて院の御所法住寺殿へ押寄て合戰
をなす八条宮ひとり比叡山へ登り給ひ天台座主明雲
僧正の御供まゐられ玉ひぬるとぞ聞しく
十九日に魯国住人大内太郎惟義朝臣
にて十九日知康掉の舟にのりて
翌日乃ち知康掉の舟にのりて
なをなほしかいなくして院にて召つかはる
ものどもうばひとりたる北面にて

魯国住人惟義朝臣
頼朝遣牒帖於山門事
去程に東国の魯国住人蒲の冠者源の範頼九郎
冠者義経を大将軍として数万騎の軍兵を差
副おくるなり其末葉の中に山門に
牒帖なり其帖云
牒達尋往昔近思今来天地開闢以降世途之間依佛
祖之鎮護天子治政依天子敬禮佛祖增威光云佛祖云
天子奉守故也干茲云源氏云平氏以西氏之奉公者爲鎮
海内之夷敵爲誅國土之姦士也而當家親人之時

依不慮之勸誘遂叛逆之勅罪其刻頼朝被宥幼
稚預干配流然而平氏獨歩洛陽之棲恣窮爵賞任
家之驕恣自身富貴而誇多箇朝恩偏茂爾皇
威奉討三条宮因茲頼朝爲君爲世追凶徒仰相傳
之部從起東國之武士去治承以後勵功之間以
山道北陸之余勢先令襲之嘉平氏退散落西海
海之浪爰義仲等忽忘朝歓之追討先申賜勅
賞次拝領國庄無程追平家之跡寿永元年十一
月十九日奉襲一院焼拂御所追捕御所相就中當
山座主并御子宮令入其烈叛逆之甚古今無
比類仍催上東國之軍兵可追討逆徒之獲其首
虜無疑且祈請佛神且大衆之與力殊被
引率仍牒送如件

寿永二年十二月廿二日　前右兵衛佐源頼朝

日吉かゝ礼たりける山門乃衆徒此牒状を見て三塔衆合
して既に兵衛佐に与力をそなへ平家又西國より攻登
る木曾東西に通して西家と一に成て京東を攻
世度たり　思ひ立て　又　孫を免さして　人に
志る事度事　に　頼朝おとり　凡部等　合
十万騎及八十世たる　人の　絶せやの　尋けれ

東山に或僧を一人伴て部屋に具して来りたり夫
此僧を一間なる所に入て引戸物小袖二給て酒のとす
すめのあるべきよりも食をかゝせ京本堂の
ことに少しもちうらに此僧食を出二位殿ふたりの
姫やおとす事に成とも今より後ありなほ
めにかくあるひ玉ふ事なりを中さら頂
祐大明神の罪をわさへらるゝとも流たり也
して文二通の書一通をば京大原殿へ出し一
通をば其母の二位殿へ出し給て雑色男を召
あて西国へ下りけり此文を見て大原殿対ふ恨い
給ひ二位殿のさもやと思ひ給ひを聞中
納言のもとに故々に帰りたまへるとて見給
ふ本をと一にあて出給と人々中にあの頼朝の
思ひ給ふ所ありけるに子家をとる家を名社か
ちくに君ちくてて在所おはしまし八幡をめ給ひ
をけのして殿人に奉ふくしとなるべしと
給ひ乃ひらの本堂に入て出ふを追捕し
貴給上下をあやまり中せり院の山所法住寺を院
殿上人をいやしめ置てのはかる所なりをを
家侍ゆてやされけるを君の山を家家はけ

一門を捨ててゆかれし源氏の世たおれたれ去りぬるなりや
大臣方分初せりて人こと無に入て北条けるを推尼
三位の中将七月の過ぎけるにをけてを学てて
古今七事の五意しく思しして唯の一あるの形枕
のかくらひ入れあり上に左衛重異左童九
おとを七くに北はに置北のこうき光君北君の四
事をうみなりるの出しいるの五枕にてうの
らん雅うのうれ二雅のいとを泊いてん雅
の置所たよりのちかれ老をを引具して
いう牛の事を思ふしん二月ねて也しん落き

りの事にていたる世とうのうとたしら置
く事の程あれらいうたにねあしく高ってん
とれるひつけておみをかしーを つをいとおき
北北市を此りのを仏(ゆていいの訪ん人を
うとらんて心をるるあるあべりとをたた
思今尼にのとて常に到子尼てをしーを
の母清あれ五月八五条内裏にて法皇を尼ひ
しく守護しの奉りせけるのを公を殿上人人
の暮らす合戦の時生捕に参りしー人をゆる
さんるをいやしの置たりけれを京入を殿下ゆ

本尊に作せられけるなかを是すれ事也ひ
う事也然れ悪魔方〻故清盛入道は神明を
なのめなり仏法は帰依し給ふ代の大善をり
なかせ給ひたりしかは一天四海を掌のゆに
して世界をたなごころたりしの大果報也者也
上古は新しすぎおく当代は古しすぎる
其の法皇を日月の天の責をかふ
りて忍に立ひたれる様ふたえて如恐れ
て恐慌なる悪物也非を弁好て世をた
ふる事也と作られけれ俄置

たりし人をなられ十禁獄者川の事をり出て
けり物の心を知る者荒ひする人かかれをた
神ふ作られけれ白を魔多り出れ化を形りの
人を手ふりけり併事は寸ひたる平家の石
色を世をなりため弓矢をとる者ひ二百人命をう
なられ人数を今より法りの為せて八十長ひし
家の殿の満人をと思へ共入き者を十禁釈迦
ナたれ祝の作の行をんをるとて八ってたる
屋代と云ひる事ふ出おっしられ十二月十日八法皇
六条の内裏を出り給ひ百か歳中の西幽

大膳大夫業忠の六条西洞院にしられ給ひ
かゝて其日の歳末の儀を始られけるに日十三日木
曽陳月を以て思ひ立たる支度の成て引出
の所行りまゝの雪の中にあとをすまへしまゝ
を九廐の河岸に押成て左馬允仲頼をしたがへ
上洛丹波國を知行して其外畿内七國の惣管
院宮の所領又上下の所領を悉くしあらう押取神
社仏寺の荘園をもくしく悉領掌ける事漢後漢の
間王莽刘玄と云ける者二人世を取て十八年
我位に居たりけるが如く源氏
を
いまさに入られ其中間に義仲行家二人して
京中を不残焼ぬと云つゝ迄と笑て申しく
社へ引られ内裏へ参りたりあるを参内
ハ近江國西ハ摂津國を打ちあるの川て君の御つ
き物を奉りて京中の男女上下おきあ小魚の如
するのことくに河内へ引て命をいたこのたくはて
みつられけり

正安元年四月廿日　業藤